

■被扶養者認定に必要な添付書類一覧■ ※書類は最新のもので、すべて写し可

「被扶養者(異動)届」「住民票(注1)」、18歳(高校生は除く)以上の申請の場合は「被扶養者調査票」に下記の確認①②③それぞれ該当する書類(青文字)を添付し、事業所健保窓口経由で健保組合へ提出してください。(確認①と②が同じ書類となる場合は1部で可)

また、子を申請する場合で配偶者を扶養に入れないとき(離別・死別・未婚含む)は「夫婦共同扶養状況届」とそちらに記載の必要書類も提出してください。(配偶者が既に扶養に入っているときは不要)

確認① 申請事由毎に必要な添付書類

◆被保険者資格取得(入社) ⇒18歳(高校生は除く)以上は確認②へ ⇒上記以外は確認③へ	◆出生⇒「母子手帳1ページ目」⇒確認③へ	◆結婚⇒「婚姻届受理証明書」または「戸籍謄(抄)本」	◆自営業を廃業した⇒「廃業届」
◆退職⇒「退職日を確認できる書類」(離職票・退職時の源泉徴収票・退職証明書・辞令(公務員)等)	◆退職後に受給していた雇用保険(失業等給付)が終了した⇒「雇用保険受給資格者証」(「第1面」と「支給終了」の印字のある面)		
◆収入が減少した(雇用契約が変わり健康保険被保険者資格を喪失等)⇒「健康保険資格喪失証明書」	◆今まで扶養していた者の収入が減少した⇒「今まで扶養していた者の収入を確認できる書類」 ⇒18歳(高校生は除く)以上は確認②へ ⇒上記以外は確認③へ		

確認② 収入の確認に必要な添付書類

<p>収入なし</p> <p>◆学生以外で収入なし(所得証明書に金額が計上されない場合)(注3) ⇒「所得証明書」等(注4)</p> <p>◆学生 ※全日制の大学生(大学院生)・専門学校生・予備校生(通年コース)等 ⇒「学生証」(有効期限の記載があり現在有効なもの)または「在学証明書」(当年度発行のもの) ※夜間・定時制・通信制・短期受講コース等、健保でいう「学生」ではない場合 ⇒◆学生以外で収入なし(所得証明書に金額が計上されない場合)参照</p>	<p>◆以前は収入があり所得証明書に金額が計上される場合(注3) ⇒「現在その収入がないことを確認できる書類」(以下◇参照)</p> <p>◇雇用保険(失業等給付)を受給終了⇒「雇用保険受給資格者証」(「第1面」と「支給終了」の印字のある面) ◇出産病気の理由で雇用保険(失業等給付)を受給延長⇒「受給期間延長通知書」 ◇雇用保険(失業等給付)の受給資格はあるが受給しない⇒「離職票1・2」にハローワークで不該当印が押印されたもの ◇雇用保険(失業等給付)の受給資格なし⇒「資格喪失確認通知書」(離職票交付希望:2無のもの)または「手続きがされていない離職票1・2」 ◇雇用保険に未加入⇒「退職時の源泉徴収票」(社会保険料等の金額が無)または「退職証明書」(雇用保険未加入の記載有)または「最終勤務月の給与明細書」(雇用保険料の控除が無) + 「退職日を確認できる書類」(退職時の源泉徴収票・退職証明書・辞令(公務員)等) ◇雇用保険(失業等給付)の受給期間満了(手続きをせず退職から1年以上経過した)⇒「手続きがされていない離職票1・2」 ◇自営業を廃業⇒「廃業届」 ◇傷病手当金を受給終了⇒「支給決定通知書等最終の支給が確認できる書類」+「雇用保険の状況が確認できる書類」</p>	
<p>収入あり</p> <p>*給与や年金等複数の収入がある場合は、全ての収入書類を提出してください</p> <p>◆給与収入(パート・アルバイトも含む) ⇒「給与明細書」(最新3ヵ月分)または「雇用契約内容証明書」 ※通勤交通費・賞与を含む税金等控除前の月収が確認できるもの</p> <p>◆学生 ※全日制の大学生(大学院生)・専門学校生・予備校生(通年コース)等 ※調査票へ年収見込額の記入が必要 ⇒「学生証」(有効期限の記載があり現在有効なもの)または「在学証明書」(当年度発行のもの) ※夜間・定時制・通信制・短期受講コース等、健保でいう「学生」ではない場合 ⇒◆給与収入(パート・アルバイトも含む)参照</p>	<p>◆年金収入 ※直近のもので氏名と金額が確認できるもの ⇒「振込通知書」または「改定通知書」または「支払通知書」または「裁定通知書」</p> <p>◆事業収入 ◆不動産収入 ◆雑収入(原稿料・印税・講演料等) ⇒「確定申告書(第一表・第二表)」と「青色申告決算書」または「收支内訳書」</p> <p>◆配当収入 ⇒「所得証明書」または「確定申告書(第一表・第二表)」または「支払通知書」</p>	<p>◆傷病手当金 ⇒「支給決定通知書等金額を証明する書類」</p> <p>◆雇用保険の失業等給付 ⇒「雇用保険受給資格者証」 ※基本手当日額が確認できるもの</p> <p>◆その他継続性のある収入(養育費等) ⇒「収入を確認できる書類」</p>

確認③ 居住毎に必要な添付書類

	配偶者・子(養子含む)・父母・祖父母・孫・兄・姉・弟・妹	連れ子・義父母・義祖父母、その他三親等内の親族
別居	<p>◆「別居のときに必要な添付書類一覧」に記載されている必要書類</p> <p>配偶者と子以外の申請の際、同居者で被保険者と同等または同等以上の親族がいるとき、または、別居者で被保険者より関係性の強い親族がいるときは、その者との収入比較をし被保険者の収入が高いことを確認します。 ⇒確認②に該当する書類 例:同居の両親を申請するとき被保険者の弟も同居→弟と収入比較が必要</p>	同居が条件のため認定不可
同居	<p>◆別途添付書類なし(確認①・確認②の書類のみ)</p>	

注意事項

- 住民票は「世帯全員分・個人番号以外省略なし・発行から3ヵ月以内のもの」を提出してください。なお、住民票が日本にない場合(留学や海外赴任帯同)は「国内居住例外事由該当届」と必要書類も提出してください。
- 任意継続被保険者の資格を喪失した場合は「資格喪失証明書」を提出してください。
- 「所得証明書」等には前年(1/1～12/31)の収入が記載され、毎年6月以降に最新(前年分)のものが入手できます。例:令和4年12月に退職し令和5年1月に最終給与をもらった場合、令和6年6月以降に入手できる「所得証明書(令和5年分)」にはその金額が計上されます。
- 「所得証明書」等とは1/1時点で居住していた市区町村で発行(取得にかかる費用は個人負担)の、「所得証明書」「課税証明書」「非課税証明書」等、所得金額が0円であることが確認できる書類のことをいいます。
- 所定の添付書類が揃っていても、扶養状況が確認できない場合は、別途追加書類を提出していただくことがあります。